

2007/08/17

本田技研工業株式会社
取締役社長 福井 威夫様

申 入 書

嵐山町 大気と水と大地の会
連絡先：弥永健一 嵐山町千手堂 497-4
090-8024-7151
町議会議員：岡野璃恵子
同：渋谷登美子

私たちは、「ホンダ寄居新工場建設事業環境影響評価準備書（概要版）」を拝見し大いに危惧を抱いて居ります。

緑と清流を大切にしながらこの地域で生活している私たちの周辺には、「ここに越えてきてから喘息が治った」という方々もありますが、その一方、近年の自動車交通量の増加などに伴いつつ豊かに見られた野鳥や昆虫類もめっきり減り、大気汚染も心配される状況も見られます。特に国道 254 線バイパスにおける通勤時間帯での混雑は周辺の生活道路への大量の通過車両の侵入をも招き危険を感じます。東松山県土整備事務所により平成 17 年 10 月 18 日に同バイパス沿いの嵐山町平沢 709-1 地点で行われた 7am~7pm の交通量調査によれば、16,721 台が同地点を通過しています。ところが拝見した準備書(概要版)p.20 表 2-7 によれば平成 24 年度（新工場全面稼働開始時）には入場予定車両台数は 7,090 台/日とされ、出場予定車両台数がこれと同じものとみなすと合計車両台数は 14,180 台/日となり、この大部分が同バイパスを通過するものと思われます。仮に新工場全面稼働開始時に同バイパス通過車両台数のうち、新工場関係車両以外のものが、現在の台数と同等であるとすると、総通過車両台数は 30,901 台/日となり、現在のものの約 1.85 倍となります。排気ガスによる大気汚染も悪化することは明白であり、新工場建設計画を進められるに際しては、嵐山町を含む地域における新工場への出入車両による環境影響評価を行い、住民説明会など必要な手続きをとられるべきです。これは、環境影響評価法第 15 条に、「事業者は、準備書を作成したときは、...対象事業に係わる環境影響を受ける範囲であると認められる地域（...環境影響評価の結果にかんがみ第 6 条第 1 項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）...関係地域を管轄する市町村長...に対し、準備書及びこれを要約した書類...を送付しなければならない。」と定められていることから明らかです。ところが、準備書は嵐山町長には送付されておらず、その理由は、準備書(概要版)33 ページにあるように、本事業に係わる関係地域は「埼玉県環境影響評価条例」第 5 条の規

定に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域」を基準として定められているからであると思われます。法には対象事業として工場建設は含まれず、条例に含まれますが、これは法第61条第1項の規定に従うものです。しかしながら、関係地域の設定について、これを環境影響評価の結果に寄らず一律に「周囲3キロメートル以内の地域」と定める条例の規定は、法第62条にある、「法の趣旨尊重義務」に違反するものであり、地方自治体条例は法の範囲内で定めるべきことをいう憲法第94条及び、地方自治法第14条の定めにも違反し従って無効です。これは、本事業に係わる県境影響評価に重大な瑕疵があることを意味し、もしもこれが治癒されることなく計画が進行するならば、私たち住民が憲法第13条により保証される「生命、幸福追求の権利」を侵害されることを意味します。

以上の理由から、貴社が法遵守の立場に立ち、嵐山町を含む関係地域についての環境影響評価を実施し、その結果を同地域市町村長宛に送付され、説明会他必要手続きをとられるよう、強く申し入れ致します。本申入書へのご回答は九月七日までに弥永健一宛に文書にてお願い致します。

以上